

国近整河計第52号
平成15年12月2日

大阪府土木部長 殿

国土交通省近畿地方整備局
河川部長



「河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)」について(回答)

初冬の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、河川事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近畿地方整備局におきましては、河川整備計画原案策定の作業を進めており、「河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)」について、淀川水系流域委員会、住民、沿川自治体の皆様から多数のご意見をいただきました。貴機関におかれましても貴重なご意見をいただきありがとうございました。

つきましては、ご意見・ご質問について別紙のとおり回答させていただきます。

担当:近畿地方整備局河川部
河川計画課長(笠井)
河川計画課長補佐(野口)
電話06-6942-1141(代表)

(第2稿)に対する自治体からのご意見の回答

課	項目	ご意見	回答
河川室	全体)	<ul style="list-style-type: none"> ・原案（案）や原案として取りまとめられる時には、説明をいただきたい。 ・説明資料では様々な項目内に、「調査を継続する」や「方策について検討」と記述されているが、調査や検討の具体的な内容について、どの程度河川整備計画（原案）へ位置付けられるかも含めてご教授願いたい。 	<p>現在、自治体等にご説明させていただいている整備計画策手に向けての説明資料が進化とともに、河川整備計画原案が出来るものと思っていますので、今後、原案作成時に関係府県知事又は関係市町村長の意見を河川法16条の2に基づき実施いたします。</p> <p>『調査』、『検討』の具体的な内容については、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）に係る具体的な整備内容シートで記述しています。</p>
河川室	P. 8 4. 1. 1 対象範囲	指定区間や流域への言及を行う場合は、現在の「河川管理上」、「行政上」の国と地方自治体の役割を踏まえて、整理を行われたい。	河川整備計画は河川法第16条の2に基づき淀川水系の指定区間外区間を対象としています。ただし、計画策定上必要となる指定区間・流域についても当該管理者と調整のうえ、言及します。
河川室	P. 35 4. 3 治水・防災	治水対策にあたっては、上下流の安全度のバランスを考慮した事業の推進を図られたい。また、事業の優先順位については地元自治体の意見を十分反映されたい。	<p>今回の整備計画では破堤による被害の回避・軽減を目標としています。</p> <p>堤防補強については、緊急に堤防補強を実施する必要のある箇所を選定（抽出）の結果、堤防補強を実施すると記述しております。</p> <p>事業優先についても地域住民、関係自治体をはじめ関係者のご意見をお聞きした上で進めてまいりたいと考えています。</p>
河川室	P. 42 5. 3. 3 (3) 津波対策 3) 陸閘操作の時間短縮	津波来襲時に淀川陸閘の閉鎖をおこなうこととなっているが、現在、大阪府が行っている津波シミュレーションに基づく津波想定高では大阪府管理河川に架かる国道2号線の橋梁については、防衛鉄扉を閉鎖しなくとも堤内側の浸水は起こらないものと想定しており、鉄扉は閉鎖しない方針です。 国道2号線は地震時の広域緊急道路に指定されており、淀川陸閘の津波来襲時の閉鎖の必要性について調整をお願いしたい。	<p>津波・高潮襲来時には、陸閘操作を行います。</p> <p>なお、南海地震のシミュレーション結果では、津波高が橋面高（陸閘敷高）を越えることはないが、淀川大橋の桁に津波が作用する。その際、桁に当たった津波のうち上がりや橋梁に巻き止められた津波による水位上昇のため、市街地に浸水する恐れがある。このため津波来襲時には淀川陸閘を操作し、閉鎖することによって浸水被害を防止を考えています。</p>
河川室	P. 45 5. 4 利水	利水者の水需要の精査確認とあるが、精査確認ができるまでの間の河川整備計画への位置付けはどうにするのか。また、精査確認、整備計画への反映のスケジュールについて教えていただきたい。	将来的にも継続して水需要を精査確認していく必要があるため、「精査確認」が基礎原案の内容となっています。ただし、ダムに関する精査確認は早急に実施していきます。
河川室	P. 50 4. 5. 2 河川敷 (1) 利用 P. 74 4. 8. 1 淀川河川公園	淀川河川公園などの高水敷の利用については、現行の利用状況を十分に踏まえ、地方自治体や住民の意見を重視した検討を進められたい。	<p>本来、河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本としていますので、「河川保全利用委員会（仮称）」で個々の案件について検討します。その結果により河川管理者が判断します。</p> <p>尚、今後平成15年1月17日提言の別冊として「一般意見の聴取と反映方法について」を平成15年5月16日に頂いておりますので、試行的に「対話集会」として実施することを考えております。</p>
河川室	P. 56 4. 6 維持管理	大臣管理区間の維持管理にあたっては、維持管理に係る直轄負担金が廃止されることを前提にした検討を進められたい。	維持管理につきましては、堤防等の河川管理施設を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生の防止や復旧を図ることを目的としていますので、直轄負担金の廃止とは関係なく整備計画に位置づけ実施・検討を行うこととしています。
河川室	P. 65 4. 7. 3 事業中の各ダムの方針	先の事業評価監視委員会においても「本体工事に着手せず、調査検討を継続」となったが、本体工事までには河川整備計画の策定が必要と思われる。今後のスケジュールを教えていただけます。	ダムの見直しに関わる調査・検討結果はできる限り早期（概ね1～2年）に検討を終了したいと考えています。検討結果が出た時点で改めて流域委員会や住民、自治体に説明し、意見を頂きたいと考えています。そして、頂いた意見などを基に淀川水系河川整備計画原案を作り、改めて意見を頂いた上で、河川整備計画を作っていくという手順で進めていきます。
公園課	利用2章 2. 4. 2 河川敷 (1) 利用（48ページ）	<p>淀川河川公園は河川敷を公園的に利用することを前提に都市計画法に基づき都計決定されており、地元説明会や懇親会など、地元、利用者、学識経験者、自治体、国の意見を聴いた上で、総合的に合意を得て決定されたものである。現実的にも多数の人々が利用し、さらなる整備の要望も強く出されている。</p> <p>大阪府域の淀川流域は高度に都市化された地域にあり、グランド等の良好な空間を求めることが非常に困難な地域である。</p> <p>グランド等のスポーツ施設の配置や河川敷きの利用形態は総合的なまちづくりの中で議論すべきであり、河川整備の面からだけで議論し縮小を基本とすることを結論として打ち出すべきではない。</p> <p>また、淀川河川公園は都市計画法に基づき都市計画決定されたものであるから、関連する法定計画においても整合をはかるべきものである。よって、河川法に基づき定められる河川整備計画においても前提条件としてとりあつかわれるべきものであると考える。</p>	整備計画との整合を図りつつ、淀川河川公園基本計画の見直しを行います。見直しに当たっては学識経験者・地方自治体などからなる「淀川河川公園基本計画改訂委員会（仮称）」において検討します。

(第2稿)に対する自治体からのご意見の回答

課	項目	ご意見	回答
公園課	4. 5. 2 河川敷 (1) 利用 (50ページ)	河川敷は既に多くの人々に利用されている。特にグランド等のスポーツ施設は利用者も多く、利用者の意見が十分反映されるようしなくとも必要と考える。	今後平成15年1月17日提言の別冊として「一般意見の聴取と反映方法について」を平成15年5月16日に頂いておりますので、試行的に「対話集会」として実施することを考えております。
公園課	利用5章 (1) 河川敷地占用許可施設 (53ページ)	淀川河川公園は広域公園として、広く利用されているため、地域住民だけでなく、利用者の意見を広く聴き反映できるよう、河川保全利用委員会(仮称)に施設利用者や周辺自治体等の関係者をいれるべき。	「河川保全利用委員会(仮称)」の組織については周辺環境、地域特性に詳しい学識経験者、沿川自治体等関係機関からなる委員会を設置して、地域住民から広く意見を聴き判断します。 尚、今後平成15年1月17日提言の別冊として「一般意見の聴取と反映方法について」を平成15年5月16日に頂いておりますので、試行的に「対話集会」として実施することを考えております。
公園課	関連施策2章 2. 7. 1 淀川河川公園 (73ページ)	淀川河川公園は広域公園として、広く利用されている。そのため、整備計画の策定には沿川自治体や施設利用者の要望が反映されるべきと考える。 また、淀川河川公園は学術的、専門的な見地からの十分な調査検討にもとづいて、施設広場地区、野草広場地区、自然地区、景観保全地区の4つのタイプに分かれ整備が進められており、河川の生態系や河川本来の特性を活かした利用形態が可能と考える。	「淀川河川公園基本計画改訂委員会(仮称)」において、ゾーニングのあり方も含めて検討します。
公園課	関連施策4章 4. 8. 1 淀川河川公園 (74ページ)	淀川河川公園は都市計画法に基づき都市計画決定された広域公園で、広く利用されている。そのため「淀川河川公園基本計画改訂委員会(仮称)」では都市計画決定を基に議論を進め、沿川自治体や施設利用者など広い範囲の意見が反映できるよう、「淀川河川公園基本計画」を定めるべきと考える。 そのため、改訂にあたっては、流域委員会の提言も考慮しながら 1) 関係自治体の意見の尊重 2) 都市計画決定の尊重 3) 公園利用者の意見の尊重 を基本方針とすべきと考える。 また、淀川河川公園については、地方整備局と関係自治体による淀川河川公園連絡協議会が設置されているので「淀川河川公園基本計画」策定にあたっては、関係自治体の意見が十分反映されるよう、淀川河川公園連絡協議会で十分議論し意見を反映るべきと考える。 さらに、淀川河川公園の整備、維持管理にあたって大阪府は、直轄負担金として整備費の33%、維持管理費の4.5%を負担しているので、「淀川河川公園基本計画」の策定にあたっては、大阪府域全域での公園利用者の意見を反映した整備および維持管理計画となるべきと考える。	整備計画との整合を図りつつ、淀川河川公園基本計画の見直しを行います。見直しに当たっては学識経験者・地方自治体などからなる「淀川河川公園基本計画改訂委員会(仮称)」において検討します。 淀川河川公園基本計画改訂にあたっては、「淀川河川公園連絡協議会」を構成している沿川自治体等にも広く議論に加わっていただく予定です。 淀川河川公園基本計画については、学識経験者や自治体などからなる「淀川河川公園基本計画改訂委員会(仮称)」において見直しを行うこととしており、公園利用者の意見反映についてもその中で検討していきます。
環境衛生課	利水 4章 4.4 利水 P44 (5) 渇水への対応 現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への努力(投資)が反映されていないため、安定供給努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。	水道水源を淀川に依存している大阪府にとって、渇水調整が実施された場合、府域全体の住民の生活に影響が生じることから、住民生活への影響度も考慮した提案がされることを要望します。	渇水調整時の取水制限等の最終判断は、今まで、各利水者間の合意により実施されてきたと理解していますし、引き続き、渇水調整については各利水者間の合意によるものと考えています。

(第2稿)に対する自治体からのご意見の回答

課	項目	ご意見	回答
環境衛生課	ダム 5章 5.7.2 各ダムの調査検討内容 P70 大戸川ダムについて以下の調査検討を行う。 2) 日吉ダムの利水容量の振替についての検討を行う。 P71 (5)余野川ダム 2)既設一連ダムの利水容量の振り替えのための貯留施設として余野川ダムが有効である。	振替を行う場合は、既得水利権者に対する理解を得て検討すること。特に、振替を行う既得水利権者には了解を得て振替の必要性の検討を行ってほしい。 また、利水容量振替えの実施にあたっては、既設ダムの利水者に新たな負担が生じない旨記述するとともに、渴水調整においては既設ダム及び新設ダム（振替えたダム）を有效地に活用して対応し、振替えた既得水利権者が不利にならないよう記述してほしい。	ダムの項に記載のとおり「調査検討」をこれから行いますので、今後「調査検討」の内容に応じて、説明や協議を実施したいと考えていますのでご協力お願いします。 渴水調整時の取水制限等の最終判断は、今まで、各利水者間の合意により実施されてきましたと理解していますし、引き続き、渴水調整については各利水者間の合意によるものと考えています。
企画調整室	利水 4章 4.4 利水 P44 (5)渴水への対応 渴水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への努力（投資）が反映されていないため、安定供給努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渴水調整方法の見直しの提案を行う。	渴水時の取水制限の考え方については、河川法第53条2項に基づき水利使用者の互譲の精神が基本であり、これまでどおり、実績取水量に応じた制限を行うべきである。 淀川では、既に投資を完了し、実績に対して確保水量に余裕のある利水者と、現在でも水資源開発に投資中で、確保水量に余裕の無い利水者が混在しており、投資を反映した取水制限をおこなえば、水道供給のエリアによって、制限に格差ができ、一部住民だけが生活に支障を来すような事態を招くことも想定され、渴水という緊急事態の中で、そういう状況は到底、住民に理解を得られるものないと考える。	渴水調整時の取水制限等の最終判断は、今まで、各利水者間の合意により実施されてきましたと理解していますし、引き続き、渴水調整については各利水者間の合意によるものと考えています。
企画調整室	利水 5章 5.4 利水 P45 (2)水利権の見直しと用途間転用 1)利水者間の用途間転用を行うにあたっては、小雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。	水道事業者間の用途間転用の許可にあたっては、事業者双方の合意に基づく水量を最大限確保されたい。 また、利水安全度評価については、安全度の低下によるリスクが利用者に十分説明されるとともに、安全度をどの程度確保するかについては、其々の利水者の判断によるものとされたい。 なお、必要な利水安全度の確保対策については、既存ダム等施設の運用変更や流域全体での水利抑制に向けた施策など、新たなダム等による水源開発によらない対策を十分に検討し計画に反映されたい。	当該利水者の要請を受けた後、淀川水系の将来的な水需要のあり方や利水安全度の考え方、渴水時における新しい利水調整ルール、環境を考慮した琵琶湖の水位操作ルールの見直し、緊急暫定水利の取り扱いなど、琵琶湖を含む淀川水系全体の諸課題について、当該利水者をはじめ他の利水者並びに関係機関と、包括的且つ段階的に整理していく必要があります。
企画調整室	ダム 5章 5.7.2 利水 P70 (1)大戸川ダム 2)日吉ダムの利水容量の振替について検討を行う。	振替の必要性について、関係自治体、利水者に十分な説明と理解を得たうえで、検討を行うとともに、仮に振替する場合には、維持管理費も含めて、新たな負担の発生のないよう計画されたい。	ダムの項に記載のとおり「調査検討」をこれから行いますので、今後「調査検討」の内容に応じて、説明や協議を実施したいと考えていますのでご協力お願いします。

(第2稿)に対する自治体からのご意見の回答

課	項目	ご意見	回答
企画調整室	P71 (4) 丹生ダム 1) 球磨湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急激な水位低下の抑制策としては、丹生ダム等の貯留施設が有効である。また、球磨湖への補給水を活用して淀川水系の異常渇水時に緊急水を補給することができる。	生態系への影響、異常渇水時の対策が成されなかった場合の流域の社会的リスクについての説明と、仮に丹生ダムにその対策機能を持たせることが、最も適当であるとした場合の国、関係自治体、利水者の負担について、十分な説明と合意を得たうえで原案を決定されたい。	ダムの項に記載のとおり「調査検討」をこれから行いますので、今後「調査検討」の内容に応じて、説明や協議を実施したいと考えていますのでご協力お願いします。
企画調整室	(5) 余野川ダム 2) 既設一庫ダムの利水容量の振り替えのための貯留施設として余野川ダムが有効である。	振替の必要性については、関係自治体、利水者に十分な説明と理解を得たうえで、検討を行うとともに、仮に振替する場合には、維持管理費も含めて、新たな負担の発生のないように計画されたい。	ダムの項に記載のとおり「調査検討」をこれから行いますので、今後「調査検討」の内容に応じて、説明や協議を実施したいと考えていますのでご協力お願いします。
農政室整備課	利水 4章(44頁)	農業用水の水質確保のためには一定量の流量が必要である。しかし、第2稿4.4(2)で、農業用水の水利権見直しを「地域の環境機能に配慮」から「地域の水環境に関する要望に配慮」と変更されている。市町村、農家等の農業上の必要が生じなければ流量が抑えられることとなるが、農繁期以外で水が必要とされない時期であっても市町村等の要望が無くとも水質保全のため一定の流量を確保しなければならないと考える。 また、寝屋川流域水循環系再生構想検討報告によると、水循環系再生に向けて実施すべき施策として、河川・水路等の流量・水質の改善を挙げており、その方策として農業用水路等への環境用水の確保を挙げていることから、施策間での矛盾が生じることとなると考える。 また、淀川水系流域委員会提言においても、2-3「利水の現状と課題」で、農業排水による水質汚濁を問題として挙げ、3-2の「新たな河川環境の理念」の中では河川環境の保全を謳っていることから、理念等とも矛盾するものと思われる。 以上のことから、「要望に配慮」ではなく第1稿どおり「配慮」とし、水質保全に対し、積極的な姿勢を示すべきと考える。	次回の見直しの際、参考とさせていただきます。
循環型社会推進室	第1章 1 2~5ページ	①各河川における環境基準の達成状況については、大腸菌群数について達成されていないため、「環境基準を達成」を「環境基準(BOD)を達成」に修正する必要がある。 ②淀川について「BODが2mg/L程度」の記載については「BODの75%値が2mg/L程度」に修正する必要がある。	75%値とは、水質測定計画に基づき通常月1回、年回12回測定し、小さい値から9番目の値を意味することから、「75%値」と表記するとかえって説明不足になるように思われますので現行のままといたしますが用語集で説明をいたしました。

(第2稿)に対する自治体からのご意見の回答

課	項目	ご意見	回答
循環型社会推進室	第5章 5.2.4 22ページ	<p>「(1)「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」の設立の検討」について</p> <p>①前段の設立目的について 「流域全体として水循環と河川環境の状態を把握できる統合的な流域水質管理システムの構築を目指す」との記載を「流域全体として水循環と河川環境の状態を把握できる統合的な流域水質管理システムの構築と、河川の流入総負荷量管理を目指す」に修正（下線部分の追加）されたい。</p> <p>②後段の検討項目について ・検討項目に「河川流入総負荷量管理の実施方策」を追加されたい。 ・水質目標はその達成方途と一体で検討する必要があることから 「①わかりやすく、河川の特性に応じた水質目標の設定」との記載を「①わかりやすく、河川の特性に応じた水質目標とその達成方途の設定」に修正（下線部分の追加）されたい。</p>	<p>河川管理者自らが実施できる施策は限られており、流域が一体となって取り組むことが必要と思っています。当面の取り組みとして、5. 2. 4の水質で記述しているとおり、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立の検討を行っていきます。</p> <p>河川管理者自らが実施できる施策は限られており、流域が一体となって取り組むことが必要と思っています。当面の取り組みとして、5. 2. 4の水質で記述しているとおり、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立の検討を行っていきます。また、河川管理者自らが達成方途を設定するのではなく、する所掌する法律に則り実施していくものです。</p>
循環型社会推進室		<p>「(4)河川の水質保全対策」について</p> <p>①「沿岸海域」の記載については、水質環境基準に係る水域類型あてはめにおいて一つの水域とされる「大阪湾」に修正するのが適切と考える。</p> <p>②「河川の水質のみならず、沿岸海域の水質も視野に入れた総負荷量削減のため流域と連携を図り」について、前段で記載している「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」での検討との関係を明らかにされたい。</p>	<p>河川が及ぼす影響について十分把握できていないため、沿岸海域として表現しています。</p> <p>河川、湖沼、沿岸海域の水質保全のためには、河川のみでなく流域全体での負荷削減の取り組みが必要であり、自治体、関係機関、住民及び住民団体と連携して、河川の流入負荷量管理を図る必要があります。流域との連携を図る組織として「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」を考えており、この中で検討していきます。</p>
総合計画課	P 32 4) ①高規格堤防 P 38 4) -1 高規格堤防	「まちづくりと一体となった整備の調整が図られた」との記述があるが、河川側が主導的にまちづくり側と調整を図る姿勢が見えにくいので「相互に協力を図り」などの表現にしてはどうか。（第1稿での回答の表現を本文に反映されては）	基礎原案の修正において、ご意見を趣旨を踏まえて検討いたします。
総合計画課	P 35 ⑥土地利用の規制・誘導	河川サイドで土地利用の規制・誘導を行うような法制度を整備しないので法規制で考えないのであれば、⑧と同様の項目で整理してはどうか。また「検討を支援する」の具体的な内容はどのようなものか。	ご意見の通り、地域防災計画の中に位置づけることも検討させていただきます。 支援につきましては、沿川自治体と連携した「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置して、具体的な協議・支援を実施してまいりたいと考えています。
総合計画課	P 32、P 38 3) 流域で水を貯める ○都市計画との調整	P 32 ①土地利用計画の見通しを自治体と連携して検討することについてもP 38文末「検討を支援する」の具体的な内容はどのようなものか。また河川サイドから規制を想定しているものか。	日頃から浸水等の情報を知り、いざという時に迅速な行動が出来る様に、浸水を織り込んだ土地利用や地域整備が重要です。 このため、河川だけでなく、民有地等の自然地の保全、市街化調整区域の保持を行い、流域内の貯留や保水が重要であると認識しております。 この様な流域における対策を進めるためには沿川自治体との連携が不可欠であり、「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、都市計画部局と協議検討してまいりたいと考えております。
総合計画課	P 36 ⑥地域防災計画	浸水想定区域に応じた洪水ハザードマップについて、地域防災計画に反映（記載）させるのか。	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難のための措置（法第10条の5）では市町村の義務が述べられております。また、伝達方法、避難場所等を地域防災計画に定めることは、水防法第10条の5に規定されています。

(第2稿)に対する自治体からのご意見の回答

課	項目	ご意見	回答
総合計画課	P 37 ⑦避難誘導等体制の整備	「市町村防災会議等において必要な助言を行う。」 →「市町村に対して、必要な助言を行う」ではないのか。	市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい）において地域防災計画の作成及び実施の推進することとなっているため市町村防災会議等において必要な助言を行うこととしています。
建築指導室建築企画課	5章（26 ページ）	5.2.7 景観 下線部の表現を修正されたい。 記 ・・・大阪府の「淀川沿川構造物に対する景観保全条例」等を踏まえて河川管理者以外が実施する橋梁整備等許認可に際しては河川景観の観点から助言を行う。 ↓ ・・・「大阪府景観条例」に基づく「淀川等景観形成地域」の「景観形成方針」及び同条例に基づく「公共事業景観形成指針」等を踏まえて、河川管理者以外が実施する橋梁整備等許認可に際しては河川景観の観点から助言を行う。・・・	ご意見のとおり、『淀川は大阪府の景観条例に基づく「淀川等景観形成地域」の指定を受けています』に修正致します。
水道部経営企画室経営企画課	P52 利用 5章 5.5 利用 5.5.1 水面 (1) 1)水上オートバイの利用規制 ①淀川本川では当面、摂津市一津屋地区（淀川右岸 17km 付近）での利用に限定し、調査を継続する。	摂津市一津屋地区には、対岸も含め、大阪府をはじめ7団体の水道取水口が集中しているため、水上オートバイの排気ガスにより、ベンゼンなどの汚染を受ける状況は望ましくなく、また、事故による油漏れ等が発生すれば直接取水口に流入し、重大な影響を及ぼす可能性もある。このため、水上オートバイの利用については水道取水口周辺を避けられたい。	当面、摂津市一津屋地区での利用に限り調査を継続します。なお、利用の実態（走行区域・期間・時間帯）を評価した上で既設の淀川水上オートバイ関係問題連絡会において検討します。しかし、将来的には、摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、下流域の生物の生息・生育環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討いたします。 また、一津屋地区での利用が現在の走行区域・期間・時間帯になり3年が経過し、過去の利用実態を評価した上で、既設の淀川水上オートバイ関係問題連絡会にて検討致します。
水道部経営企画室経営企画課	P44 利水 4章 4.4 利用 (5) 渇水への対応 渴水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への努力（投資）が反映されていないため、安定供給努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渴水調整方法の見直しの提案を行う。	渴水調整方法は、渴水時の影響を最小限に抑える観点から決めるべきものであり、これまでの淀川流域における実績取水量に応じた制限を考慮し、渴水時に影響を受ける利水者等の意向を踏まえられたい。	渴水調整時の取水制限等の最終判断は、今まで、各利水者間の合意により実施してきたと理解していますし、引き続き、渴水調整については各利水者間の合意によるものと考えています。
水道部経営企画室経営企画課	P70 ダム 5章 5.7.2 各ダムの調査検討内容 (1) 大戸川ダム 大戸川ダムについて以下の調査検討を行う。 2) 日吉ダムの利水容量の振替について検討を行う。	振替の必要性について、関係自治体、利水者に十分な説明と理解を得たうえで、検討を行うとともに、振替する場合には、維持管理費も含めて、新たな負担の発生のないよう計画されたい。	ダムの項に記載のとおり「調査検討」をこれから行いますので、今後「調査検討」の内容に応じて、説明や協議を実施したいと考えていますのでご協力お願いします。